

令和3年あきる野市農業委員会 8月総会議事録

令和3年8月25日（水）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会8月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、
嶋崎三雄

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、野崎忠、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

報告

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議事日程

第1号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の
決定について

開会 午後1時28分

(事務局長) それでは若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。あきる野市でも新型コロナウイルス感染症が拡大しております。そんな中総会に出席していただきましてありがとうございます。それではただ今から、令和3年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しい中総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今月に入りまして梅雨のような長雨がありまして、10日ぐらい雨が降ったりやんだりが続きまして、皆さまも都合が、畑の予定など狂ってしまったのではないかと勝手に推測しておりますけれども、私も草がひどくなってしまいまして、どうしたらいいのかなと今日もお昼まで頑張って作業しておりました。皆さまもいろいろ予定があるでしょうからぜひ頑張ってくださいと思います。また今回も変則的な人員となりまして、もうかなり長い間最小限の人員でやっておりますけれども、なかなか終わらなくて、ワクチンは私も打ちましたが、ワクチンを打てば安心かなと思ったら、ニュースなどではワクチンを2回打っても感染して、更に重症になったりという情報も入ってきてまして、いつまでこんな不安を続けるのかなとちょっと心配になっております。そのようなコロナウイルスの猛威の中、あまり良いニュースはなかったのですが、先日笹本委員がお昼の時間帯にテレビ出演されまして、非常に手際の良い料理を披露されまして、すごい才能を持っている方なんだなと思いました。料理、何かやっていたのでしょうか？畑も素晴らしかったのですが、包丁さばきがすごくて、それだけで感心してしまい、随分才能のある方がいるんだなと思いました。その才能を農業委員会にもいかしていただければと思います。今日は案件がそんなにないのですが、皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに総会が進行することをお願いしまして、終わりいたします。本日もよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はこのような状況下ですのでございません。また、今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、推進委員は半数の出席とし、農業委員も担当案件のある委員と事務局で選定した委員2名で開催することとなっております。本日の署名委員は笹本委員と唐澤委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の合計12名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、第1号報告を事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和3年8月25日

提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号報告・収受73 朗読)

以上でございます。

こちらですが、この後の第2号議案、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に伴うもので、今まで賃貸借によって契約をしていたのですが、今回〇〇〇〇〇〇〇〇さんが土地を購入するということで、権利関係が変わることになります。賃貸借契約から所有権移転ということになりますので、所有権移転をするには賃貸借の契約を一旦解約しなければいけないので、このような形で合意解約の報告として提出させていただいております。以上です。

(議長) この件は第2号議案でも行いますので、何かご質問がございましたら、その時にお願いします。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。令和3年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。では説明いたします。地図は4ページにございますのでご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは田んぼでございます、ここに7ヶ所ございます。●, ●●●m²ぐらいあります。

ご存じのように田んぼの数はありますけれども、彼は非常に良く手入れをして、この田んぼ全部きれいにやって、今も穂が出てきれいに実っております。ですので、しっかり管理、耕作しております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。地図は5ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇から△△△までは地目は田になっているのですが、現在は畑として利用しておりまして、耕作されている状態です。サトイモ、サツマイモ、ネギなどが植わっている部分と、片付けが

終わって耕耘されている状態の場所になっております。□□□に関しましては、現在片付けが終わって耕耘されている箇所が大半で、一部残渣置場に若干の草が生えているのですが、それ以外は果樹も植わっていて、手入れもされており、問題なく耕作されていると判断できるかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2について、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明いたします。8月20日に橋本委員と事務局2名とともに現地調査に伺いました。

(現地案内図 説明)

まず○○○番ですが、地図は6ページをご覧ください。圃場の状態ですが、およそ半分はサトイモとヤツガシラ、ネギが作付けされておりました。残り半分につきましては、きれいに耕耘されていたのですが、耕耘の様子からトウモロコシの栽培の跡と思われます。全体的にきれいに管理されており問題はないと思われます。次に△△△△-△、□□□□-□ですが、地図の7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

圃場の状態ですが、こちらは2筆が一体となって1枚の畑として管理されておりました。ご自宅がすぐ隣にありまして、ご自宅の目の前ということで細かくナスやキュウリ、オクラ、ネギ、キウイフルーツ等が栽培されておりました。全体的にきれいに管理されており、こちらにも問題はないかと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と大福委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3について、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。

令和3年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。こちらにつきましても、8月20日に橋本委員と事務局2名とともに現地調査に伺いました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

圃場の状態なのですが、○○○○○○○○さんはワインを作るためのブドウを栽培されています。隣接する圃場を北側に向けて計4区画を一体としてブドウを栽培しているところです。栽培の状態ですが、下草はかなり生えておりまして、普通の野菜農家からしますとこれはどうかと思ったのですが、ブドウについてはこういった栽培手法もあるということを知っています。対象の圃場は北半分はブドウが作付けされておりまして、ちょうど実が熟している感じでした。南側半分ですが、以前大きな梅の木があったと思うのですが、現在は伐採抜根され、更地となって草がちょっと生えておりました。ここは農業振興地域内ですが、農用地ではなく、いわゆる白地になります。今回基盤強化促進法で土地を取得して、ここに施設を建てるという計画と聞いております。およそ●●●㎡の2階建ての建物を建て、2階にはブドウ畑を見るテラスができるようなことを聞いております。この施設はブドウの貯蔵用の施設と伺っておりまして、その作業車両の出入りはあるのですが、お客様向けの飲食施設のようなものとか、お客様向けの駐車場というものはないと伺っております。ワインは販売したり、試飲もできると伺っております。○○○○○○○○さんですが、認定農業者となっている農業法人でございまして、起業6年目の法人だと思えます。農地の適切な運用を今後も継続的に見守っていく観点からも、施設の稼働を当委員会の部会等で視察、ワインの貯蔵施設の視察を計画してみるのも良いかと思えます。以上となりますが、慎重なご審議の程よろしく申し上げます。

(議長) 事務局から何か補足はありますか？

(事務局次長) それでは簡単に。今回、今まで借りていた土地を所有権を移転して自社の土地にして、そこに施設を建てるという案件ですが、以前○○○○○○○○さんが認定農業者となって、基盤強化促進法を使う時にも一度来ていただいて、説明をいただいた経過はあるのですが、実際会社としての経営状態はどうかと、先月の農業委員会でも少し話が出まして、確認をさせていただいた結果、会社を設立してから現在に至るまで、会社としては若干の黒字経営が続いているとのこと。○○○○○○○○さんのオーナーさんは●●の歯科医2人が主となりまして、趣味のワインを自分達で作りたいというところから始まりまして、正式な手続きを踏んで本格的に東京都あきる野産のワインを作って、それを販売したいということで法人を立ち上げております。結果として、会社としては現在もとりあえず順調で、資金もしっかり持ってらっしゃるので、会社の経営というところでは問題ないのかなと思えます。今回の農業用施設用地については自社のブドウ畑をお客様に見ていただきたい。そしてお客様から信用を得たい。それでワインを買っていただいて売り上げに繋げたいということです。自社の経営をしっかりお客様に見せながら、というところがポイントになっておりまして、隣に□□□□□□□□さんもあるのですが、観光農園的な意味合いということで、市の農業振興計画にもそういった面

が重点政策ということで載っている部分もあるので、そういった意味からも観光的な貢献というところも少し見込まれるのかなと考えております。●●●㎡ぐらいの施設になるのですが、2階からブドウ畑が見えるような建物になっております。説明は以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と大福委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(大福委員) こちらの圃場で栽培されたブドウでできたワインの売り上げは、どれぐらいなのでしょう？

(事務局次長) 売り上げ規模については数字はおさえては無いのですが、これまで作った本数が、3年目からブドウを仕込んでワインで販売しております、初年度が600本、大体●,●●●円ぐらいで売っています。その翌年が800本、同じく●,●●●円ぐらいで売っています。3年目は台風19号の被害があった関係で、ほぼ採れなかったと聞いております。今年度は今ブドウが実っております、これから作業に入るのですが、予定としては1,000本弱になろうかというお話は聞いております。それ以外にも●●にワインセラーと言って、ワインを売る場所をお持ちになっていまして、そちらで仕入れたワインも含めて販売するという形も法人としては取っています。そういったところで、トータル的には黒字になっていると伺っております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 今のお話で、ワインを売る場所というのは、仕入れた物も売っているということになるのでしょうか？

(事務局次長) はい。仕入れた物も売っています。

(笹本委員) あ、なるほど。いや、どう考えても1,000本、●,●●●円で、●●●万で人を雇って黒字にならないかなとちょっと思ったので。それともう1つなのですが、今のお話だと対象地の〇〇番の周りの畑と言うんですかね、L字になっている所が〇〇〇〇〇〇〇〇さんの場所ですか？

(事務局次長) はい。そこを借りています。

(笹本委員) では別に施設が建って、近隣から日陰だとかという話はないのでしょうか？

(事務局次長) 何もございません。

(笹本委員) はい。分かりました。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは、専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会8月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) 以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、9月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時56分